

笠間市公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料の改定について

1. 「公共下水道事業」及び「農業集落排水事業」における使用料の改定に係る経緯

本市における下水道事業では、住民の負担軽減を考慮し、事業開始から今日まで料金値上げを行わずに事業運営に取り組んでまいりました。しかしながら、今後の事業継続および本市財政負担の抑制のためには、下水道使用料金の値上げが必要不可欠であると考えられます。

また、下水道事業と農業集落排水事業は、公平な住民サービスの提供の観点から同一の使用料としています。使用料金の値上げに際しては、農業集落排水事業も同額の値上げを想定していません。

この使用料改定については令和元年11月25日及び令和2年3月27日の笠間市下水道審議会に諮問し、「改定の必要性」・「現行使用料に対し15%の引き上げ」・「5年ごとの料金体系見直し」について了解を得たところでございます。

またこれらにつきましては、令和元年12月13日及び令和2年4月21日の議会全員協議会に報告してまいりました。

2. 使用料における改定の考え方

現在の笠間市における下水道使用料体系は、使用量の有無にかかわらず賦課される「基本使用料」と使用量の多寡に応じ賦課される「従量使用料」の組み合わせで構成されています。

従量使用料体系は、使用量が変動することに対応して使用料収入も変動することから、経営の安定性を確保するため、従量使用料に基本使用料を併置する方法が有効であり、笠間市をはじめ多くの地方公共団体で採用されています。

この料金体系で引き上げをおこなった場合の特徴として「基本使用料」の引き上げは少量利用者の負担が重くなり、「従量使用料」の引き上げは大量利用者の負担が重くなる傾向にあります。

今回の使用料改定においては、受益者の急激な負担増を回避し、受益者間の負担の公平性を勘案した結果、「基本使用料」と「従量使用料」について、一律15%の引き上げ幅とすることが望ましいと考えました。

3. 新使用料体系

前述のとおり、現行使用料を15%とした場合の使用料体系を表1に示します。

表1 使用料体系の変更

区分	基本料金(2月につき)			超過料金(1m ³ につき)		
	汚水量	金額		汚水量	金額	
		新	旧		新	旧
一般 汚水 ^{※1}	20m ³ まで	3,220円	2,800円	20m ³ を超え 40m ³ まで	161円	140円
				40m ³ を超え 60m ³ まで	172円	150円
				60m ³ を超え 200m ³ まで	184円	160円
				200m ³ を超えるもの	195円	170円
浴場 汚水 ^{※2}	20m ³ まで	3,220円	2,800円	20m ³ を超えるもの	46円	40円

※1 一般汚水とは、浴場汚水以外の全ての汚水をいいます。

※2 浴場汚水とは、公衆浴場法第2条第1項の規定により茨城県知事の許可を受けた公衆浴場で、物価統制令の適用を受けるものから排除される汚水をいいます。

4. 新使用料の具体例

4人家族の例を算出します。実際には水道メータをもとに汚水量を算定しますが、ここでは1人1ヶ月あたり7m³と仮定します。この水量は井戸水を使用している場合（水道メータで使用量を確認できない場合）の認定水量と同量です。

4人家族なので、2ヶ月の公共下水道使用水量は7m³/人・月×4人×2ヶ月=56m³となります。

この使用水量に対する2ヶ月当たりの使用料は、表2に示すように8,800円/2ヵ月から10,111円/2ヵ月と1,311円/2ヵ月（年間7,866円）の値上げとなります。

表2 4人家族の例

汚水量区分	対象水量(A)	新		旧	
		単価(B)	金額(A×B)	単価(C)	金額(A×C)
20m ³ まで	20m ³	基本料金	3,220円	基本料金	2,800円
21～40m ³	20m ³	161円/m ³	3,220円	140円/m ³	2,800円
41～56m ³	16m ³	172円/m ³	2,752円	150円/m ³	2,400円
小計	—	—	9,192円	—	8,000円
消費税	—	10%	919円	10%	800円
合計	—	—	10,111円	—	8,800円
			1,311円増		